

障害者基本計画の推進状況（抜粋）

～平成22年度～

- ※ 障害者基本法
- 第15条（年金等）
- 第18条（職業相談等）
- 第19条（雇用の促進等）
- 第24条（経済的負担の軽減）
- 関連

分野別施策		関係省庁	推 進 状 況																																																																																																												
2 生活支援																																																																																																															
③ 経済的自立の支援	35 ノーマライゼーションの理念を実現し、障害者が地域で質の高い自立した生活を営むことができるよう、雇用・就業に関する施策を進めるとともに、年金や手当等の給付により、地域での自立した生活を総合的に支援する。	厚生労働省	<p>○ 障害の発生を支給原因とする年金（国民年金法に基づく障害基礎年金、厚生年金保険法及び共済各法に基づく障害厚生・共済年金）及び障害の発生を支給原因とする各種手当については、毎年物価の変動に合わせて支給額の改定を行っている。</p> <p>・ 障害基礎年金（受給者数・月額）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成16年度末現在)</th> <th>(平成17年度末現在)</th> <th>(平成18年度末現在)</th> <th>(平成19年度末現在)</th> <th>(平成20年度末現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>646,343人</td> <td>650,817人</td> <td>670,235人</td> <td>676,663人</td> <td>683,505人</td> </tr> <tr> <td>1級</td> <td>82,758円</td> <td>82,758円</td> <td>82,508円</td> <td>82,508円</td> <td>82,508円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>688,904人</td> <td>693,445人</td> <td>723,807人</td> <td>754,546人</td> <td>803,517人</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>82,508円</td> <td>82,508円</td> <td>66,208円</td> <td>66,008円</td> <td>66,008円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>900,931人</td> <td>939,341人</td> <td>900,931人</td> <td>939,341人</td> <td>939,341人</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 手当の受給者数（給付人員・月額）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成16年度末現在)</th> <th>(平成17年度末現在)</th> <th>(平成18年度末現在)</th> <th>(平成19年度末現在)</th> <th>(平成20年度末現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>97,194人</td> <td>97,032人</td> <td>98,401人</td> <td>99,362人</td> <td>100,108人</td> </tr> <tr> <td>特別児童扶養手当 1級</td> <td>50,900円</td> <td>50,900円</td> <td>50,750円</td> <td>50,750円</td> <td>50,750円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100,503人</td> <td>71,787人</td> <td>75,740人</td> <td>80,482人</td> <td>85,385人</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>33,900円</td> <td>33,900円</td> <td>33,800円</td> <td>33,800円</td> <td>33,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>91,078人</td> <td>60,728人</td> <td>61,993人</td> <td>63,288人</td> <td>63,994人</td> </tr> <tr> <td>障害児福祉手当</td> <td>14,430円</td> <td>14,430円</td> <td>14,380円</td> <td>14,380円</td> <td>14,380円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>64,989人</td> <td>105,928人</td> <td>105,647人</td> <td>107,311人</td> <td>108,993人</td> </tr> <tr> <td>特別障害者手当</td> <td>26,520円</td> <td>26,520円</td> <td>26,440円</td> <td>26,440円</td> <td>26,440円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>114,568人</td> <td>14,176人</td> <td>12,323人</td> <td>11,063人</td> <td>9,966人</td> </tr> <tr> <td>経過的福祉手当</td> <td>14,430円</td> <td>14,430円</td> <td>14,380円</td> <td>14,380円</td> <td>14,380円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8,093人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 平成16年6月に成立した「国民年金法等の一部を改正する法律」により、障害基礎年金と老齢厚生年金の併給が可能となり、障害を持ちながら働いたことが年金制度において評価される仕組みに改正（平成18年4月施行）。</p> <p>○ 平成16年12月に議員立法により「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」が成立、平成17年4月より施行。</p> <p>国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、障害基礎年金等を受給していない障害者に対する特別な福祉的措置を講じる観点から特別障害者給付金を支給し、障害者の福祉の向上を図ることが目的。</p> <p>支給対象は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成3年度前の国民年金任意加入対象であった学生 ・ 昭和61年度前の国民年金任意加入対象であった被用者の配偶者 <p>であって、任意加入していなかった者のうち、当該任意加入期間内初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する者として認定を受けた者。費用は全額国庫負担。</p> <p>日本国籍を有していなかったため障害基礎年金の受給権を有していない障害者その他の障害を支給事由とする年金たる給付金を受けられない特定障害者以外の障害者に対する福祉的措置については、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を踏まえ、障害者の福祉に関する施策との整合性等について十分留意しつつ、今後検討。</p>		(平成16年度末現在)	(平成17年度末現在)	(平成18年度末現在)	(平成19年度末現在)	(平成20年度末現在)		646,343人	650,817人	670,235人	676,663人	683,505人	1級	82,758円	82,758円	82,508円	82,508円	82,508円		688,904人	693,445人	723,807人	754,546人	803,517人	2級	82,508円	82,508円	66,208円	66,008円	66,008円		900,931人	939,341人	900,931人	939,341人	939,341人		(平成16年度末現在)	(平成17年度末現在)	(平成18年度末現在)	(平成19年度末現在)	(平成20年度末現在)		97,194人	97,032人	98,401人	99,362人	100,108人	特別児童扶養手当 1級	50,900円	50,900円	50,750円	50,750円	50,750円		100,503人	71,787人	75,740人	80,482人	85,385人	2級	33,900円	33,900円	33,800円	33,800円	33,800円		91,078人	60,728人	61,993人	63,288人	63,994人	障害児福祉手当	14,430円	14,430円	14,380円	14,380円	14,380円		64,989人	105,928人	105,647人	107,311人	108,993人	特別障害者手当	26,520円	26,520円	26,440円	26,440円	26,440円		114,568人	14,176人	12,323人	11,063人	9,966人	経過的福祉手当	14,430円	14,430円	14,380円	14,380円	14,380円		8,093人				
		(平成16年度末現在)	(平成17年度末現在)	(平成18年度末現在)	(平成19年度末現在)	(平成20年度末現在)																																																																																																									
	646,343人	650,817人	670,235人	676,663人	683,505人																																																																																																										
1級	82,758円	82,758円	82,508円	82,508円	82,508円																																																																																																										
	688,904人	693,445人	723,807人	754,546人	803,517人																																																																																																										
2級	82,508円	82,508円	66,208円	66,008円	66,008円																																																																																																										
	900,931人	939,341人	900,931人	939,341人	939,341人																																																																																																										
	(平成16年度末現在)	(平成17年度末現在)	(平成18年度末現在)	(平成19年度末現在)	(平成20年度末現在)																																																																																																										
	97,194人	97,032人	98,401人	99,362人	100,108人																																																																																																										
特別児童扶養手当 1級	50,900円	50,900円	50,750円	50,750円	50,750円																																																																																																										
	100,503人	71,787人	75,740人	80,482人	85,385人																																																																																																										
2級	33,900円	33,900円	33,800円	33,800円	33,800円																																																																																																										
	91,078人	60,728人	61,993人	63,288人	63,994人																																																																																																										
障害児福祉手当	14,430円	14,430円	14,380円	14,380円	14,380円																																																																																																										
	64,989人	105,928人	105,647人	107,311人	108,993人																																																																																																										
特別障害者手当	26,520円	26,520円	26,440円	26,440円	26,440円																																																																																																										
	114,568人	14,176人	12,323人	11,063人	9,966人																																																																																																										
経過的福祉手当	14,430円	14,430円	14,380円	14,380円	14,380円																																																																																																										
	8,093人																																																																																																														
	36 年金を受給していない障害者の所得保障については、拋出制の年金制度をはじめとする既存制度との整合性などの問題に留意しつつ福祉的観点からの措置で対応することを含め、幅広い観点から検討する。	厚生労働省																																																																																																													

分野別施策		関係省庁	推進状況										
	37 障害年金など個人の財産については、障害者が成年後見制度等を利用して適切に管理できるよう支援する。	法務省 厚生労働省	<p>・特別障害給付金（月額）（平成18年度末現在）（平成19年度末現在）（平成20年度末現在）（平成21年度末現在）（平成22年度末現在）</p> <table border="1"> <tr> <td>1級</td> <td>49,850円 50,000円</td> <td>50,000円</td> <td>50,000円</td> <td>50,700円</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>39,880円 40,000円</td> <td>40,000円</td> <td>40,000円</td> <td>40,560円</td> </tr> </table> <p>○ 法務省のホームページに成年後見制度等についてのQ&Aのコーナーを設けて成年後見制度等について周知。 ○ 成年後見制度において、平成17年1月31日から全国の法務局・地方法務局の本局において登記事項証明書の交付開始。（平成16年度～） ○ 日本司法支援センターのホームページに成年後見に関するFAQ（よくある質問と回答）を掲載して成年後見制度等を紹介。</p> <p>○ 都道府県・指定都市社会福祉協議会及び基幹的な市区町村社会福祉協議会等では、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が十分でない方々の自立を支援するため、日常生活自立支援事業において、福祉サービスの利用に伴う預金の払い戻しや預け入れの手続等、利用者の日常的な金銭管理に関する援助を実施。</p>	1級	49,850円 50,000円	50,000円	50,000円	50,700円	2級	39,880円 40,000円	40,000円	40,000円	40,560円
1級	49,850円 50,000円	50,000円	50,000円	50,700円									
2級	39,880円 40,000円	40,000円	40,000円	40,560円									
④ 施設サービスの再構築 ア 施設等から地域生活への移行の推進	40 授産施設等における活動から一般就労への移行を推進するため、施設外授産の活用や関係機関と連携した職場適応援助者（ジョブコーチ）事業の利用を推進する。	厚生労働省	<p>○ 職場適応援助者（ジョブコーチ）事業については、高齢・障害者雇用支援機構地域障害者職業センターにおいて社会福祉法人等242の協力機関と連携して事業を実施（平成17年9月末まで）。支援ニーズの増大に対応するため、平成17年の障害者の雇用の促進等に関する法律の改正により、新たに職場適応援助者助成金制度を創設し、ノウハウを有する社会福祉法人や障害者を雇用する事業主等が自らジョブコーチを配置して支援を行う場合に助成金を支給（平成17年10月～）。また、ジョブコーチの養成を進めるため、高齢・障害者雇用支援機構における研修に加えノウハウを有する民間機関による研修を指定（平成20年10月1日現在、4機関の研修を指定）。</p> <p>○ 障害者の企業等への就職の促進を図るため、「施設外授産の活用による就職促進事業」を実施（平成17年度まで）。なお、障害者自立支援法の施行により「施設外授産」を「施設外就労」と見直し、平成21年度より加算として評価することで取り組みを促進している。</p>										
イ 施設の在り方の見直し	43 障害者が身近なところで施設を利用できるよう、小規模通所授産施設等の通所施設や分場の整備を図るとともに、障害種別を越えて相互利用を進める。	厚生労働省	<p>○ 身体障害者授産施設及び知的障害者授産施設の分場方式（通所）を導入。（平成17年度まで。ただし、障害者自立支援法の経過措置により施設の存続する平成23年まで継続） なお、分場方式については、障害者自立支援法に基づく新体系において「従たる事業所」として継続。</p> <p>○ 授産施設（通所）の相互利用の実施（身体障害者、知的障害者及び精神障害者）。（平成17年度まで。ただし、障害者自立支援法の経過措置により施設の存続する平成23年まで継続）</p> <p>○ 3障害の一元化や施設・事業体系の再編を行い、障害者や障害児が地域において自立した生活を営むことを支援すること等を目的とした障害者自立支援法が施行。（平成18年4月）</p>										

分野別施策		関係省庁	推進状況																																																																																																																						
5 雇用・就業																																																																																																																									
① 障害者の雇用の場の拡大 ア 障害者雇用率制度を柱とした施策の推進	97 障害者雇用率制度は、障害者の雇用促進策の根幹となる柱であり障害者に自立や社会参加の機会を提供する強力な後ろ盾となる制度である。今後とも当該制度を中心として、障害者雇用の一層の促進を図る。	厚生労働省	<p>○ 民間企業等における実雇用率 ※〔 〕内は法定雇用率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年6月1日)</th> <th>(平成16年6月1日)</th> <th>(平成17年6月1日)</th> <th>(平成18年6月1日)</th> <th>(平成19年6月1日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年6月1日)</td> <td>(平成21年6月1日)</td> <td>(平成22年6月1日)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>民間企業</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>一般の民間企業〔1.8%〕</td> <td>1.48%</td> <td>1.46%</td> <td>1.49%</td> <td>1.52%</td> <td>1.55%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1.59%</td> <td>1.63%</td> <td>1.68%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特殊法人等〔2.1%〕</td> <td>2.09%</td> <td>1.71%</td> <td>1.53%</td> <td>1.56%</td> <td>1.97%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2.05%</td> <td>2.11%</td> <td>2.24%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>国及び地方公共団体</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>国の機関〔2.1%〕</td> <td>2.19%</td> <td>2.15%</td> <td>2.14%</td> <td>2.17%</td> <td>2.17%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2.18%</td> <td>2.17%</td> <td>2.29%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>都道府県の機関〔2.1%〕</td> <td>2.49%</td> <td>2.28%</td> <td>2.34%</td> <td>2.37%</td> <td>2.42%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2.44%</td> <td>2.48%</td> <td>2.50%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村の機関〔2.1%〕</td> <td>2.45%</td> <td>2.20%</td> <td>2.21%</td> <td>2.23%</td> <td>2.28%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2.33%</td> <td>2.37%</td> <td>2.40%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>都道府県等の教育委員会〔2.0%〕</td> <td>1.24%</td> <td>1.33%</td> <td>1.39%</td> <td>1.46%</td> <td>1.55%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1.62%</td> <td>1.72%</td> <td>1.78%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○ ハローワークによる障害者の就職件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就職件数</td> <td>32,885件</td> <td>35,871件</td> <td>38,882件</td> <td>43,987件</td> <td>45,565件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>44,463件</td> <td>45,257件</td> <td>52,931件</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 上記の他の取組については、下記の項目番号98～106を参照。</p>						(平成15年6月1日)	(平成16年6月1日)	(平成17年6月1日)	(平成18年6月1日)	(平成19年6月1日)								(平成20年6月1日)	(平成21年6月1日)	(平成22年6月1日)			一般の民間企業〔1.8%〕	1.48%	1.46%	1.49%	1.52%	1.55%		1.59%	1.63%	1.68%			特殊法人等〔2.1%〕	2.09%	1.71%	1.53%	1.56%	1.97%		2.05%	2.11%	2.24%			国の機関〔2.1%〕	2.19%	2.15%	2.14%	2.17%	2.17%		2.18%	2.17%	2.29%			都道府県の機関〔2.1%〕	2.49%	2.28%	2.34%	2.37%	2.42%		2.44%	2.48%	2.50%			市町村の機関〔2.1%〕	2.45%	2.20%	2.21%	2.23%	2.28%		2.33%	2.37%	2.40%			都道府県等の教育委員会〔2.0%〕	1.24%	1.33%	1.39%	1.46%	1.55%		1.62%	1.72%	1.78%				(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	就職件数	32,885件	35,871件	38,882件	43,987件	45,565件		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)				44,463件	45,257件	52,931件		
		(平成15年6月1日)	(平成16年6月1日)	(平成17年6月1日)	(平成18年6月1日)	(平成19年6月1日)																																																																																																																			
	(平成20年6月1日)	(平成21年6月1日)	(平成22年6月1日)																																																																																																																						
一般の民間企業〔1.8%〕	1.48%	1.46%	1.49%	1.52%	1.55%																																																																																																																				
	1.59%	1.63%	1.68%																																																																																																																						
特殊法人等〔2.1%〕	2.09%	1.71%	1.53%	1.56%	1.97%																																																																																																																				
	2.05%	2.11%	2.24%																																																																																																																						
国の機関〔2.1%〕	2.19%	2.15%	2.14%	2.17%	2.17%																																																																																																																				
	2.18%	2.17%	2.29%																																																																																																																						
都道府県の機関〔2.1%〕	2.49%	2.28%	2.34%	2.37%	2.42%																																																																																																																				
	2.44%	2.48%	2.50%																																																																																																																						
市町村の機関〔2.1%〕	2.45%	2.20%	2.21%	2.23%	2.28%																																																																																																																				
	2.33%	2.37%	2.40%																																																																																																																						
都道府県等の教育委員会〔2.0%〕	1.24%	1.33%	1.39%	1.46%	1.55%																																																																																																																				
	1.62%	1.72%	1.78%																																																																																																																						
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																																																																																				
就職件数	32,885件	35,871件	38,882件	43,987件	45,565件																																																																																																																				
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)																																																																																																																						
	44,463件	45,257件	52,931件																																																																																																																						
	98 個別の企業に対する日常的な指導の充実や、実雇用率の低い企業に対する雇入れ計画の作成命令等の指導の厳格化を図る一方、障害者雇用のための企業の取組を後押しするため、各種助成金についても、より効果的な活用が図られる方向で改善を図る。	厚生労働省	<p>○ 平成22年6月1日現在における雇用率未達成の企業（38,088企業）に対し、個別指導、雇用率達成セミナー等により指導を実施。</p> <p>○ 実雇用率が著しく低く、かつ、障害者雇用率を達成するために雇入れなければならない障害者数が一定以上の企業に対し、平成22年度においては雇入れ計画作成命令302件、適正実施勧告141件、特別指導90件、企業名の公表6件を実施。</p> <p>○ 雇用率達成に向け、平成18年4月に厚生労働大臣が閣僚懇談会において、障害者雇用の一層の促進について各大臣に要請するとともに公的機関、経済団体及び業種別団体に対し、厚生労働大臣名で要請。</p> <p>○ 各種助成金について、より効果的な活用が図られるよう見直しを実施。（平成17年10月）</p> <p>○ 平成20年度2次補正予算により障害者初回雇用奨励金及び特例子会社等設立促進助成金を創設、平成21年度予算により事業協同組合等雇用促進事業助成金、発達障害者雇用開発助成金及び難治性疾患患者雇用開発助成金を創設。</p> <p>○ 平成22年度予算により精神障害者雇用安定奨励金を創設。</p>																																																																																																																						

	分野別施策	関係省庁	推進状況
	<p>99 精神障害者については、今後障害者雇用率制度の対象とするための検討を進めることとし、そのために、関係者の理解を図りつつ、精神障害者の把握・確認方法の確立、企業における精神障害者雇用の実態把握など障害者雇用率制度を適用するために必要な検討、準備を着実に進める。</p> <p>100 採用後に発病した精神障害者については円滑な職場復帰や雇用の安定のための施策の充実を図る。</p> <p>101 除外率制度については、平成16年度より段階的に縮小を進め、一定の準備期間を置いて廃止を目指す。</p> <p>102 国及び地方公共団体の除外職員制度についても、企業との均衡を考慮して同様の方向で進める。</p> <p>103 企業に対する啓発活動の充実を図るとともに、雇用管理のノウハウの情報提供に努める。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>全省庁</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○ 精神障害者の雇用の促進等に関する研究会報告書（平成16年5月）及び労働政策審議会意見書（平成16年12月）を踏まえ、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）である労働者を各事業主の雇用率の算定対象とすること等を内容とする改正障害者雇用促進法が施行。（平成18年4月）</p> <p>○ 平成21年度より、精神障害者の雇用・定着のための取組を事業所に委託し、そのノウハウを構築し、他の事業所にも普及することを目的とした精神障害者雇用促進モデル事業を実施。</p> <p>○ 平成22年6月に、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」として、「精神障害者の雇用義務化を図ることを含め、積極的差別是正措置としてより実効性のある具体的な方策を検討し、平成24年度内を目途にその結論を得る」ことを閣議決定。</p> <p>○ 休職中の精神障害者の円滑な職場復帰に向けた効果的な支援技法を開発するため、高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センターにおいて、リワークプログラムを開発（平成15年度まで）。これを踏まえ、6つの地域障害者職業センター（北海道・東京・愛知・大阪・広島・福岡）において、精神障害者職場復帰支援事業（リワーク事業）を導入し、うつ病等により休職中の精神障害者に対する職場復帰支援を開始した（平成16年4月～）。さらに、精神障害者及び事業主に対する支援を強化するため、全国の地域障害者職業センターにおいて、専任の精神障害者担当カウンセラーを配置し、主治医等との連携の下、新規雇い入れ、職場復帰、雇用継続にかかる様々な支援ニーズに対する総合的な支援を開始（平成17年10月～）。</p> <p>○ 平成16年4月より、除外率設定業種の除外率について一律10%の引下げを実施。</p> <p>○ 平成22年7月より、除外率設定業種の除外率について一律10%の引下げを実施。</p> <p>○ 「障害者施策推進課長会議」の下に、関係省庁の職員等により構成される「公務部門における障害者雇用推進チーム」を設置し、働くことを通じて障害のある人が積極的に社会参加できるよう、国が率先して障害者雇用の機会を作り出す方策について総合的に検討し、平成21年3月「公務部門における障害者雇用ハンドブック」を作成。</p> <p>○ 平成16年4月より、除外職員の範囲を一部の例外に限るとともに、除外職員ではなくなる職種の職員がいる機関について、当該職員が職員総数に占める割合を基に、雇用義務の軽減割合を約10%ポイント引き下げた除外率を設定すること等を内容とする制度見直しを実施。</p> <p>○ 平成22年7月より、除外率設定機関の除外率について一律10%の引下げを実施。</p> <p>○ 平成22年9月の「障害者雇用支援月間」（高齢・障害者雇用支援機構主催、厚生労働省後援）にあわせ、障害者の職業的自立の意欲を喚起するとともに、障害者の雇用に関する国民、とりわけ事業主の関心と理解を一層深めるため、障害者雇用優良事業所等を表彰。平成22年度の優良事業所等として、障害者雇用優良事業所32社、障害者雇用の促進と職業の安定に貢献した個人2人、優秀勤労障害者37人に厚生労働大臣表彰を実施。</p> <p>○ 企業に対する障害者雇用の啓発及び雇用管理のノウハウの情報提供の取組について、高齢・障害者雇用支援機構において、次の事項を実施。 ・9月の「障害者雇用支援月間」を中心とし、優良事業所等の表彰、職場改善好事例募集、月間ポスターの原画募集、月間ポスター原画入賞作品展示会の開催、障害者ワークフェアの開催等を通じ企業に対する啓発活動を実施。</p>

分野別施策	関係省庁	推進状況																																				
		<p>・事業所における障害者の雇用促進及び職場定着を図るため、障害者雇用アドバイザーによる事業主に対する雇用計画・雇用管理に係る雇用相談援助業務（22,007件（平成18年度）、23,579件（平成19年度）、26,453件（平成20年度）、25,728件（平成21年度）、27,660件（平成22年度））、職場定着推進チームの設置勸奨及び育成の指導を実施（平成18年度指導件数 5,732件、チーム設置数 12,774か所）（平成19年度指導件数5,923件、チーム設置数13,124か所）（平成20年度指導件数6,075件、チーム設置数13,226か所）（平成21年度指導件数4,192件、チーム設置数13,394か所）。また、職場定着推進チーム育成指導に活かすための「職場定着推進マニュアル」を改訂、「職場定着推進チームパンフレット」を増補、改訂。（平成20年度）。</p> <p>・事業主及び雇用管理担当者等に対して、「雇用促進・雇用計画」、「定着・雇用継続」、「能力発揮・環境整備」に関する各種の講習を実施（平成18年度は全国で348回、参加者23,676人、平成19年度は全国で334回、参加者23,706人、平成20年度は全国で353回、参加者25,505人、平成21年度は全国で353回、参加者27,898人）。</p> <p>また、講習の内容を広く周知する目的で障害者雇用管理等講習資料シリーズ「CSR（企業の社会的責任）と障害者の雇用」（平成18年度）、「精神障害者の障害特性と配慮事項」（平成19年度）、「IT技術、技能の向上が切り開く障害者の今・未来-第30回（アビリンピック）記念シンポジウム-」（平成20年度）、「聴覚障害者の職場定着、雇用継続について」（平成21年度）、「精神障害者の募集・採用について」（平成22年度）を作成。</p> <p>・5人以上の障害者を雇用する事業所において選任することとされている、障害者職業生活相談員に対する資格認定講習を実施（平成18年度は全国で57回、受講者3,429人）（平成19年度は全国で61回、受講者3,709人）（平成20年度は全国で65回、受講者3,940人）（平成21年度は全国で68回、受講者4,157人）（平成22年度は全国で68回、受講者3,881人）</p> <p>また、講習用テキストとして「障害者職業生活相談員資格認定講習テキスト（障害者雇用ガイドブック）」と視覚障害者にも利用できるCD-ROM版テキストを毎年度内容を更新し作成。</p> <table border="1" data-bbox="1469 1003 2775 1228"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>(平成20年度)</th> <th>(平成21年度)</th> <th>(平成22年度)</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講習実施数（全国）</td> <td>55回</td> <td>58回</td> <td>59回</td> <td>57回</td> <td>61回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>65回</td> <td>68回</td> <td>68回</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>受講者数</td> <td>2,888人</td> <td>3,105人</td> <td>3,271人</td> <td>3,429人</td> <td>3,709人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,940人</td> <td>4,157人</td> <td>3,881人</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・事業主を対象とした障害者の職域拡大及び雇用管理に関する報告書・マニュアル等を作成し、事業主及び関係機関等へ配布。</p> <p>・地域障害者職業センターにおいて、事業主のニーズに応じたジョブコーチ支援の積極的な実施、事業主支援ワークショップの開催、事業主支援計画に基づく体系的支援の実施などにより、障害者の雇用管理に関する専門的な支援を実施。</p> <p>・平成16年度は、報告書等として「障害者のキャリア形成・在職障害者の能力開発のための実情に関する研究調査Ⅰ」を作成。</p> <p>・平成17年度は、報告書等として「障害者のキャリア形成・在職障害者の能力開発の実情に関する研究調査Ⅱ」を作成。</p> <p>・平成18年度は、報告書として「重度障害者（聴覚障害者）の職域開発に関する研究Ⅲ」「精神障害者の職業的自立に向けた訪問型個別就労支援の方法に関する研究Ⅱ」「重複障害者（盲ろう者）の就業の実情に関する研究調査」「重度障害者雇用事業所における障害者雇用状況に関する調査—精神障害者の採用方針及び雇用管理を中心に—」、マニュアルとして「道路貨物運送業における障害者の雇用促進」、コミック版マニュアルとして、「精神障害者と働く」事例集として「内部障害者のための職場改善に関する好事例集」、ビデオ資料として「ともに積み重ねよう障害者雇用のステップ—肢体不自由者の雇用をすすめるために—」を作成。</p> <p>・平成19年度は、報告書として「中小企業における障害者の雇用の促進及び安定支援に関する研究調査」、「特例子会社における精神障害者雇用のケーススタディ」等、コミック版マニュアルとして「聴覚障害者とともに働く」、ビデオ資料として「ひとりひとりを大切に—知的障害者の可能性を広げる中小企業—」等11件の成果物を作成。</p>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)			講習実施数（全国）	55回	58回	59回	57回	61回		65回	68回	68回			受講者数	2,888人	3,105人	3,271人	3,429人	3,709人		3,940人	4,157人	3,881人		
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																	
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)																																			
講習実施数（全国）	55回	58回	59回	57回	61回																																	
	65回	68回	68回																																			
受講者数	2,888人	3,105人	3,271人	3,429人	3,709人																																	
	3,940人	4,157人	3,881人																																			

分野別施策		関係省庁	推進状況																																																
			<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度は、報告書として「中途障害者の継続雇用に関する実態調査～精神障害者を中心とする実態の把握～」、「知的障害者の事務従事者の雇用の実態に関する調査」等、マニュアルとして「障害者の在宅勤務・在宅就業ケーススタディ～20の多様な働き方～」、ビデオ資料として「いつまでも輝いていたいから～聴覚障害者を活かす中小企業の挑戦～」等9件の成果物を作成。 ・平成21年度は、報告書として「障害者の加齢・高齢化に対応した継続雇用の在り方に関する調査研究」等、マニュアルとして「HIVによる免疫機能障害者の雇用促進」等7件の成果物を作成。 ・障害者雇用事例リファレンスサービスホームページを作成し、障害者雇用モデル事例を提供している。 ・難病者の就労実態の調査及びその障害状況に応じた雇用管理のあり方に係る調査・研究を行うため、「難病者の雇用管理のための調査研究会」において検討した。また、ここで作成した「難病のある人の雇用管理・就業支援ガイドライン」、「難病を理解するために」を全国の関係機関に配布。（平成16年度～平成18年度） ・平成18年度は障害者の雇用促進を図るため、発達障害支援センターと連携して、発達障害支援関係者に対する支援ノウハウの付与のための講習を実施するとともに、事業主を対象とした雇用管理ノウハウの普及・啓発を図るためのセミナーを開催し、発達障害の就労支援を行うための共通基盤を整備する「発達障害者の雇用促進のための就労支援者育成事業」を全国4か所で実施。 ・平成17年度に「発達障害者雇用支援促進マニュアル開発事業」を実施し、「発達障害のある人の雇用管理マニュアル」を作成。 																																																
	104 経営者団体においても、障害者雇用についての相談に応じるなど障害者の雇用管理のノウハウの提供が行われることが望まれる。	厚生労働省	○ 精神障害者については、身体障害者や知的障害者に比べて雇用に不慣れな事業主が多いことから、精神障害者の雇用に関する助言や各種支援策に関する情報提供を行う相談窓口を設置する精神障害者雇用環境整備事業を事業主団体（8団体）に委託して実施。（平成18年度まで）																																																
	105 障害者の教員免許取得状況等を踏まえつつ、教育委員会における実雇用率上昇のための取組について検討する。	文部科学省	○ 毎年度送付している「教員採用等の改善に係る取組事例」の通知にて、各都道府県・指定都市教育委員会に対し、教員採用選考における身体に障害のある者に配慮し、障害者の採用拡大に向けて取組を進めるよう依頼。																																																
	106 国、地方公共団体において障害者雇用の取組を行いやすくするため、より広い職域での雇用が可能となるよう、関係する行政機関等で合算して実雇用率を算定する方式の活用を進める。	厚生労働省	○ 国及び地方公共団体の機関に係る特例の認定について実施。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>(平成20年度)</th> <th>(平成21年度)</th> <th>(平成22年度)</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国認定件数</td> <td>1件</td> <td>0件</td> <td>2件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>都道府県認定件数</td> <td>6件</td> <td>1件</td> <td>1件</td> <td>1件</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2件</td> <td>2件</td> <td>0件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村認定件数</td> <td>70件</td> <td>21件</td> <td>24件</td> <td>47件</td> <td>42件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>41件</td> <td>30件</td> <td>34件</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)			国認定件数	1件	0件	2件	0件	0件		0件	0件	0件			都道府県認定件数	6件	1件	1件	1件	2件		2件	2件	0件			市町村認定件数	70件	21件	24件	47件	42件		41件	30件	34件		
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																														
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)																																																
国認定件数	1件	0件	2件	0件	0件																																														
	0件	0件	0件																																																
都道府県認定件数	6件	1件	1件	1件	2件																																														
	2件	2件	0件																																																
市町村認定件数	70件	21件	24件	47件	42件																																														
	41件	30件	34件																																																
イ 障害者の能力・特性に応じた職域の拡大	107 重度障害者多数雇用事業所や特例子会社における障害者雇用の取組を支援するとともに、その蓄積されたノウハウをいかし、障害者の能力・特性に応じた更なる職域の拡大に努める。	厚生労働省	○ 重度障害者等を多数労働者として雇い入れるか継続して雇用する事業主で、これら障害者のために事業施設等の設置・整備を行う場合に費用の一部を助成する「重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金」を支給。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>(平成20年度)</th> <th>(平成21年度)</th> <th>(平成22年度)</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給件数</td> <td>21件</td> <td>20件</td> <td>34件</td> <td>31件</td> <td>44件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>35件</td> <td>29件</td> <td>37件</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)			支給件数	21件	20件	34件	31件	44件		35件	29件	37件																										
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																														
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)																																																
支給件数	21件	20件	34件	31件	44件																																														
	35件	29件	37件																																																

分野別施策		関係省庁	推進状況																																																																		
			<p>○ 特例子会社の設立については、各ハローワークにおいて支援。特に平成15年度においては、法定雇用率未達成企業を中心に積極的に指導を実施。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>認定件数</td> <td>21社</td> <td>27社</td> <td>30社</td> <td>26社</td> <td>30社</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>24社</td> <td>28社</td> <td>36社</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>○ 特例子会社の状況</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特例子会社数</td> <td>139社</td> <td>162社</td> <td>188社</td> <td>211社</td> <td>237社</td> </tr> <tr> <td></td> <td>255社</td> <td>279社</td> <td>308社</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特例子会社における雇用障害者数</td> <td>3,491人</td> <td>4,186人</td> <td>4,853人</td> <td>5,695人</td> <td>6,650人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7,679人</td> <td>8,635人</td> <td>9,516人</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>○ 平成20年度2次補正予算から、特例子会社等設立促進助成金を創設</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> </tr> <tr> <td>支給実績</td> <td>0件</td> <td>16件</td> </tr> </table> <p>○ 上記の他の取組については、下記の項目番号108～110を参照</p>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	認定件数	21社	27社	30社	26社	30社		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)				24社	28社	36社				(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)			特例子会社数	139社	162社	188社	211社	237社		255社	279社	308社			特例子会社における雇用障害者数	3,491人	4,186人	4,853人	5,695人	6,650人		7,679人	8,635人	9,516人				(平成21年度)	(平成22年度)	支給実績	0件	16件
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																																
認定件数	21社	27社	30社	26社	30社																																																																
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)																																																																		
	24社	28社	36社																																																																		
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																																
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)																																																																		
特例子会社数	139社	162社	188社	211社	237社																																																																
	255社	279社	308社																																																																		
特例子会社における雇用障害者数	3,491人	4,186人	4,853人	5,695人	6,650人																																																																
	7,679人	8,635人	9,516人																																																																		
	(平成21年度)	(平成22年度)																																																																			
支給実績	0件	16件																																																																			
	108 障害者とその能力にふさわしい処遇を受け、労働条件面を含む職業生活の質の向上を図ることができるよう、諸条件の整備に努める。	厚生労働省	<p>○ 障害者雇用促進法第10条に基づき、求人の条件に雇用差別等がある場合においては、ハローワークにおいて適正化に関する指導を実施。</p> <p>○ ハローワークにおいて、就職後も、障害者が劣悪な労働条件での就労を強いられることのないよう、職場定着指導の他、障害者雇用連絡会議等により、労働基準監督署等をはじめとする関係機関との連携を図る。</p>																																																																		
	109 重度障害者多数雇用事業所については、今後とも障害者雇用の先駆的な取組を促すべく助成金制度による支援を行う。	厚生労働省	<p>○ 重度障害者等を多数労働者として雇い入れるか継続して雇用する事業主で、これら障害者のために事業施設等の設置・整備を行う場合に費用の一部を助成する「重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金」を支給。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>支給件数</td> <td>21件</td> <td>20件</td> <td>34件</td> <td>31件</td> <td>44件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>35件</td> <td>31件</td> <td>32件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	支給件数	21件	20件	34件	31件	44件		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)				35件	31件	32件																																												
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																																
支給件数	21件	20件	34件	31件	44件																																																																
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)																																																																		
	35件	31件	32件																																																																		
	110 特例子会社制度を積極的に活用し、グループ内企業に共通する業務の集中処理等による障害者雇用の拡大を図るとともに、グループ企業全体の雇用を促進する。	厚生労働省	<p>○ 特例子会社を有する企業が、関係する子会社も含めて障害者雇用を進める場合に、企業グループでの雇用率算定を可能とする、特例子会社制度のグループ適用の認定を推進。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>認定件数</td> <td>10件</td> <td>21件</td> <td>25件</td> <td>13件</td> <td>13件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>19件</td> <td>25件</td> <td>12件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	認定件数	10件	21件	25件	13件	13件		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)				19件	25件	12件																																												
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																																
認定件数	10件	21件	25件	13件	13件																																																																
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)																																																																		
	19件	25件	12件																																																																		
ウ 障害者の働きやすい多様な雇用・就業形態の促進	111 短時間雇用、在宅就業等の普及は障害者とその能力や特性に応じて働くための機会の増大につながるものであり、必要な支援、環境づくりに取り組む。	厚生労働省	<p>○ 「障害者の在宅就業に関する研究会」報告書（平成16年4月）及び労働政策審議会意見書（平成16年12月）を踏まえ、在宅就業を行う障害者等に仕事を発注した企業に対して、特例調整金等を支給する制度を創設する等を内容とする改正障害者雇用促進法が施行（平成18年4月）。</p>																																																																		

分野別施策		関係省庁	推進状況																											
エ ITを活用した雇用の促進	112 直ちにフルタイムで働くことが困難な障害者等を念頭に、短時間雇用のための支援策の充実を図る。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者雇用義務制度の対象に短時間労働者も含めること等を内容とする改正障害者雇用促進法が施行（平成22年7月） ○ 平成15年4月から障害者雇用納付金制度に基づく助成金について、新たに精神障害者については、1週間の勤務時間が15時間以上20時間未満の労働者についても対象とし、平成18年4月からは、1週間の勤務時間が20時間以上30時間未満の労働者についても対象とするよう措置。 ○ 障害者雇用義務制度の対象に短時間労働者も含めること等を内容とする改正障害者雇用促進法が施行（平成22年7月）。 ○ 平成20年4月に、精神障害者等を対象としたステップアップ雇用奨励金を創設。 																											
	113 通勤の困難な重度障害者等を念頭に、在宅就業におけるIT活用を推進する。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「障害者の在宅就業に関する研究会」報告書（平成16年4月）及び労働政策審議会意見書（平成16年12月）を踏まえ、在宅就業を行う障害者等に仕事を発注した企業に対して、特例調整金等を支給する制度を創設する等を内容とする改正障害者雇用促進法が施行。（平成18年4月） ○ ITを活用した障害者の在宅就業の推進を図るため先駆的な取組みを行う全国7か所の在宅就業支援団体のノウハウを活用し、新たに支援に取り組む団体へのノウハウの提供を行い、障害者の在宅就業のさらなる普及を図る「重度障害者在宅就業推進事業」を実施。（平成20年度まで） ○ 高齢・障害者雇用支援機構において、障害者職域拡大マニュアル「障害者の在宅就業を促進するために（副題：障害者の在宅就業支援者のためのサポートマニュアル）」（平成15年度）、「はじめての障害者雇用」（平成16年度）、「障害者の在宅就業事例集」（平成16年度）、「在宅勤務障害者雇用管理マニュアル（副題：障害のある人を在宅勤務の形態で雇用する場合）」（平成17年度改訂）、「障害のある人の在宅就業をすすめるために」（平成18年度）、「障害者の在宅勤務・在宅就業ケーススタディ～20の多様な働き方～」 「障害者の在宅雇用事例集～就職支援ノウハウを活用して～」（平成20年度）を作成し、全国の関係機関に配付。 																											
	114 障害者の職域の拡大、雇用・就業形態の多様化、職業能力の開発などの面でITを最大限活用する。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢・障害者雇用支援機構において、障害者職域拡大マニュアル「障害者の在宅就業を促進するために（副題：障害者の在宅就業支援者のためのサポートマニュアル）」（平成15年度）、「はじめての障害者雇用」（平成16年度）、「障害者の在宅就業事例集」（平成16年度）、「在宅勤務障害者雇用管理マニュアル（副題：障害のある人を在宅勤務の形態で雇用する場合）」（平成17年度改訂）、「障害のある人の在宅就業をすすめるために」（平成18年度）、「障害者の在宅勤務・在宅就業ケーススタディ～20の多様な働き方～」 「障害者の在宅雇用事例集～就職支援ノウハウを活用して～」（平成20年度）を作成し、全国の関係機関に配付。 																											
115 就業を可能にする機器やソフトの開発及び普及を行い、就業機会の拡大を図るとともに、障害の部位・特性等に配慮しつつ、IT技術を活用し、障害者がこれらの支援機器等の操作に習熟するための効果的な職業訓練を推進する。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成15年度、高齢・障害者雇用支援機構において、民間企業等と共同で高次脳機能障害者の日常生活や就労を支援する支援ソフト「メモリアシスト」を開発。（平成15年度まで） ○ 高齢・障害者雇用支援機構駐在事務所において、就労支援機器の展示（東京駐在事務所のみ）・貸出しを実施。（平成21年度まで）。平成22年度からは高齢・障害者雇用支援機構本部（雇用開発推進部）において、就労支援機器の展示・貸出しを実施。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>貸出し先数</td> <td>105事業所</td> <td>94事業所</td> <td>113事業所</td> <td>145事業所</td> <td>144事業所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>130事業所</td> <td>147事業所</td> <td>140事業所</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	貸出し先数	105事業所	94事業所	113事業所	145事業所	144事業所		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)				130事業所	147事業所	140事業所		
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																									
貸出し先数	105事業所	94事業所	113事業所	145事業所	144事業所																									
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)																											
	130事業所	147事業所	140事業所																											

分野別施策		関係省庁	推進状況
			<ul style="list-style-type: none"> ○ 国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、認知機能障害者の日常生活や就労を支援する携帯情報端末用のソフトウェアを開発。(平成14年度～平成16年度) ○ 国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、開発した認知機能障害者の日常生活や就労を支援する携帯情報端末用のソフトウェアを改良、及び付加機能の開発。(平成17年度～平成19年度) ○ 国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、認知機能障害者の日常生活や就労を支援する携帯アプリケーションを開発し、一般に公開配布。(平成19年度～) ○ 国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、視覚障害者の職業訓練場面でのノートテイクを可能とする「6点タイプライター式簡易電子メモ装置」の開発を行い、理療教育現場での実証を行っている。(平成18年度～) ○ 障害者職業能力開発学校において、平成21年度は、OAシステム、システム設計などのIT技能の付与を図る訓練を16校26コースで実施。平成22年度は、17校29コースで実施した。
	116 在宅就業を行う障害者の仕事の受発注や技能の向上に係る援助を行う支援機関の育成、支援等の充実を図る。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ ITを活用した障害者の在宅就業の推進を図るため先駆的な取組を行う全国7か所の在宅就業支援団体のノウハウを活用し、新たに支援に取り組む団体へのノウハウの提供を行い、障害者の在宅就業のさらなる普及を図る「重度障害者在宅就業推進事業」を実施。(平成20年度まで) ○ 「障害者の在宅就業に関する研究会」報告書(平成16年4月)及び労働政策審議会意見書(平成16年12月)を踏まえ、在宅就業を行う障害者等に仕事を発注した企業に対して特例調整金等を支給する制度を創設する等と内容とする改正障害者雇用促進法が施行(平成18年4月) ○ 都道府県地域生活支援事業として「重度障害者在宅就業促進特別事業」の実施を可能とした。
オ 障害者の雇用・就業を行う事業の活性化	117 障害者雇用等の社会的意義を踏まえ、国の行う契約の原則である競争性、経済性、公平性等の確保に留意しつつ、官公需における障害者多数雇用事業所等及び障害者雇用率達成状況への配慮の方法について検討する。	全省庁 内閣府 厚生労働省 厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年2月に、障害者福祉施設等への発注促進のため、全省庁の会計担当者を集めた会議を開催するとともに、平成21年3月に各府省庁宛に、内閣府と厚生労働省連名により通知を発出。 ○ 平成20年度税制改正において、障害者の「働く場」に対する発注促進税制を創設し、福祉施設等に業務を発注した企業に対して税制上の優遇を行っている。 ○ 平成21年2月に、地方公共団体に対し、障害福祉施設等に対する官公需の発注等への配慮について通知を発出
カ 障害者の創業・起業等の支援	118 自ら創業・起業を行うような挑戦意欲のある障害者を支援するため、その実状や実態に係る調査を実施するなど具体的ニーズの把握に努めるとともに、その結果を踏まえ、障害者の創業・起業に必要な資金調達の一円滑化に資する施策など必要な方策を検討する。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 低所得世帯、障害者世帯等に対して資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより安定した生活が送れるよう各都道府県社会福祉協議会において生活福祉資金貸付事業が実施されており、その資金種類の1つとして「福祉資金(生業費)」を設けることにより障害者世帯が生業を営むことを支援。
	119 障害者によるNPO等の非営利団体の設立、創業・起業等の活動に対する支援策等を検討する。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「障害者の在宅就業に関する研究会」報告書(平成16年4月)及び労働政策審議会意見書(平成16年12月)を踏まえ、在宅就業を行う障害者等に仕事を発注した企業に対して特例調整金等を支給する制度を創設する等と内容とする改正障害者雇用促進法が施行。(平成18年4月)

分野別施策	関係省庁	推進状況
<p>② 総合的な支援施策の推進</p> <p>ア 保健福祉、教育との連携を重視した職業リハビリテーションの推進</p>	<p>120 障害者の雇用促進を効果的に行うため、障害者の職業生活全般にわたり福祉、教育等の関係機関が連携を図りながら施策を推進する。</p>	<p>文部科学省</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高等部入学時から卒業後の社会参加、職業自立を念頭において計画的指導を行うために盲・聾・養護学校（平成19年4月より特別支援学校）が作成する「個別移行支援計画」について、実際に関係機関と連携して策定・実施する実践研究を5都県に委嘱。（平成15年度まで） ○ 全国の盲・聾・養護学校（平成19年4月より特別支援学校）において個別の教育支援計画の作成に資するよう「盲・聾・養護学校における個別の教育支援計画に関する調査研究事業」を実施し、平成17年3月には『盲・聾・養護学校における「個別の教育支援計画」について（報告書）』を取りまとめ、全ての都道府県教育委員会や盲・聾・養護学校等に配布。（平成16年度） ○ 平成15年度から、障害のある児童生徒に対する総合的な教育支援体制の整備を図るため、教育・医療・福祉・労働等の関係機関の連携による支援体制の構築や「個別の教育支援計画」の策定の促進等を行う「特別支援教育体制推進事業（平成22年度より「特別支援教育総合推進事業）」を47都道府県で実施。（「個別の教育支援計画」の策定の促進は、平成16年度から実施。） ○ 幼稚園、小・中・高等学校の学習指導要領等において、障害のある幼児児童生徒について、「個別の教育支援計画」を作成することなどにより、障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う旨を規定。（幼・小・中：平成19年度～、高：平成20年度～） ○ 特別支援学校の学習指導要領等において、すべての幼児児童生徒について「個別の教育支援計画」を作成することを規定。（平成20年度～） <p>厚生労働省</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援学校（平成19年3月までは盲・聾・養護学校）生徒に対する支援については、特別支援学校と連携し、高齢・障害者雇用支援機構地域障害者職業センターによる職業評価等、特別支援学校における進路相談・指導へのハローワークの参加、現場実習先の開拓に当たっての特別支援学校への情報提供・あっせんの実施、卒業後の職場定着指導を実施。平成15年4月には「公共職業安定所等労働関係機関と養護学校等との一層の連携を図る」旨の通知を都道府県労働局に発出。 平成17年4月には「盲・聾・養護学校における個別教育支援計画」の策定等に係る協力についての通知を各都道府県労働局に発出。 ○ 福祉的就労から一般雇用への移行の促進等、雇用と福祉の一層の連携強化を図るため、福祉施設及び特別支援学校に対し、一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進と就労支援の取組みの強化を働きかける「障害者就労支援基盤整備事業」を実施するとともに、ハローワークが中心となり福祉等の関係者による連携体制を確立し、就職の準備段階から職場定着までの一連の支援を行う「チーム支援」を実施。 ○ 障害者雇用に関する円滑・効果的な連携のための連絡・調整や、障害者の就職の促進及び社会復帰の促進に関する諸対策の協議等のため、都道府県労働局及び都道府県関係部局を中心に事業主団体、労働組合等の関係機関からなる都道府県障害者雇用連絡協議会を、また、公共職業安定所を中心に地域における教育、福祉、医療機関等からなる障害者雇用連絡会議を開催。 ○ 関係機関の連携による就労支援の効果的なあり方を検討するため、「福祉、教育等との連携による障害者の就労支援の推進に関する研究会」を開催。（平成18年7月～平成19年7月） ○ 上記の他の取組については、下記の項目番号121～123を参照

分野別施策	関係省庁	推進状況																																																																								
<p>121 障害者総合職業センター、広域障害者職業センター及び地域障害者職業センターが連携し、その特色をいかしつつ、中途障害者も含めた職業リハビリテーションを推進するとともに、医療、福祉、教育等との連携の強化を図る。特に地域障害者職業センターにおいては、社会福祉法人や保健福祉行政機関等と連携して職場適応援助者事業や職業準備訓練等の効果的な実施を図る。</p>	厚生労働省	<p>○ 地域障害者職業センターやノウハウを有する社会福祉法人等とも連携し、職場適応援助者（ジョブコーチ）事業を実施。（平成14年度～）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>支援対象者</td> <td>2,759人</td> <td>2,960人</td> <td>3,050人</td> <td>3,306人</td> <td>3,019人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,064人</td> <td>3,087人</td> <td>3,302人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>支援終了6ヶ月経過時点の職場定着率</td> <td>81.4%</td> <td>83.0%</td> <td>83.6%</td> <td>84.3%</td> <td>83.9%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>84.5%</td> <td>84.8%</td> <td>87.6%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 地域障害者職業センターにおいて実施する職業準備訓練については、ハローワークにおける職業紹介、ジョブコーチ支援等の就職に向かう次の段階に着実に移行させるため、センター内での作業訓練、職業準備講習、社会生活技能訓練を通じて、基本的な労働習慣の体得、作業遂行力の向上、コミュニケーション能力・対人対応力の向上を支援する「職業準備支援」を、一人ひとりのニーズに合わせて実施。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>支援対象者</td> <td>2,225人</td> <td>2,368人</td> <td>2,335人</td> <td>2,074人</td> <td>1,891人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,052人</td> <td>2,068人</td> <td>2,058人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>就職に向かう次の段階への移行率</td> <td>71.2%</td> <td>79.4%</td> <td>78.0%</td> <td>75.7%</td> <td>79.5%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>80.1%</td> <td>83.6%</td> <td>88.1%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)			支援対象者	2,759人	2,960人	3,050人	3,306人	3,019人		3,064人	3,087人	3,302人			支援終了6ヶ月経過時点の職場定着率	81.4%	83.0%	83.6%	84.3%	83.9%		84.5%	84.8%	87.6%				(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)			支援対象者	2,225人	2,368人	2,335人	2,074人	1,891人		2,052人	2,068人	2,058人			就職に向かう次の段階への移行率	71.2%	79.4%	78.0%	75.7%	79.5%		80.1%	83.6%	88.1%		
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																																					
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)																																																																							
支援対象者	2,759人	2,960人	3,050人	3,306人	3,019人																																																																					
	3,064人	3,087人	3,302人																																																																							
支援終了6ヶ月経過時点の職場定着率	81.4%	83.0%	83.6%	84.3%	83.9%																																																																					
	84.5%	84.8%	87.6%																																																																							
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																																					
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)																																																																							
支援対象者	2,225人	2,368人	2,335人	2,074人	1,891人																																																																					
	2,052人	2,068人	2,058人																																																																							
就職に向かう次の段階への移行率	71.2%	79.4%	78.0%	75.7%	79.5%																																																																					
	80.1%	83.6%	88.1%																																																																							
<p>122 障害者職業総合センターにおいて、障害の特性に応じた職業リハビリテーション技法等の研究開発を推進する。</p>	厚生労働省	<p>○ 障害者職業総合センター研究部門における研究開発を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の職業訓練指導方法に関する研究（平成13年度～平成17年度） ・高次脳機能障害者等の雇用促進及び就業継続に対する支援のあり方に関する研究（平成16年度～平成18年度） ・軽度発達障害青年の学校から職業への移行支援の課題に関する研究（平成15年度～平成17年度） ・職業リハビリテーションにおける課題分析の実務的手法の研究（平成15年度～平成17年度） ・地域における雇用と医療等との連携による障害者の職業生活支援ネットワークの形成に関する総合的研究（平成17年度～平成19年度） ・障害者の多様な就業形態の実態と質的向上等の課題に関する研究（平成17年度～平成18年度） ・知的障害者のパソコン利用支援ツールの開発に関する研究（平成17年度～平成18年度） ・「カスタム化雇用」の効果と我が国への導入可能性に関する研究（平成17年度～平成18年度） ・軽度発達障害者の作業遂行を支援するプログラムの開発に関する研究（平成18年度～平成19年度） ・発達障害者の就労支援の課題に関する研究（平成18年度～平成20年度） ・職場適応援助者による支援の現状と支援終了後の雇用継続に向けた支援体制のあり方に関する研究（平成18年度～平成19年度） ・ナチュラルサポート形成の過程と手法に関する研究（平成18年度～平成19年度） ・職業リハビリテーションにおける課題分析の活用に関する研究（平成18年度～平成19年度） ・職業的困難度からみた障害程度の評価に関する調査研究（平成18年度～平成19年度） ・E U諸国における障害者雇用にかかる職務遂行条件整備（合理的配慮）に関する研究（平成19年度） ・精神障害者に対する就労支援過程における当事者のニーズと行動の変化に応じた支援技術の開発に関する研究（平成19年度～平成20年度） ・高次脳機能障害者の就業の継続を可能とする要因に関する研究（平成19年度～平成20年度） ・視覚障害者の雇用拡大のための支援施策に関する研究（平成19年度～平成20年度） 																																																																								

分野別施策	関係省庁	推進状況																		
<p>123 障害者の就業面と生活面での支援を一体的に行うため、障害者就業・生活支援センターを通じた支援の促進を図る。</p>	<p>厚生労働省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域関係機関の就労支援を支える情報支援のあり方に関する研究（平成19年度～平成20年度） ・特別の配慮を必要とする障害者を対象とした、就労支援機関等から事業所への移行段階における就職・復職のための支援技法の開発に関する研究（平成19年度～平成21年度） ・企業経営に与える障害者雇用の効果等に関する研究（平成19年度～平成21年度） ・若年性認知症者の就労継続に関する研究（平成20年度～平成21年度） ・障害者採用に係る職務等の開発に向けた事業主支援技法に関する研究（平成20年度～平成21年度） ・精神障害者の雇用促進のための就業状況等に関する調査研究（平成20年度～平成21年度） ・高齢化社会における障害者の雇用安定と雇用促進に関する調査研究（平成20年度～平成21年度） ・障害者の自立支援と就業支援の効果的連携のための実証的研究（平成20年度～平成21年度） ・高次脳機能障害・発達障害のある者の職業生活における支援の必要性等に応じた障害認定のあり方に関する研究（平成21年度～平成22年度） ・発達障害者の企業における就労・定着支援の現状と課題に関する基礎的研究（平成21年度～平成22年度） ・失語症のある高次脳機能障害者に対する就労支援のあり方に関する基礎的研究（平成21年度～平成22年度） ・難病のある人の雇用管理の課題と雇用支援のあり方に関する研究（平成21年度～平成22年度） ・農業分野の特性を活かした障害者の職域拡大のための具体的方策に関する調査研究（平成21年度～平成22年度） ・雇用関係における障害者の均等待遇を実現するための諸方策に関する研究（平成21年度～平成22年度） ・精神障害者の常用雇用への移行のための支援に関する研究（平成22年度～） ・若年性認知症者の就労継続に関する研究－事業所における対応の現状と支援のあり方の検討－（平成22年度～） ・中小企業における障害者雇用促進の方策に関する研究（平成22年度～） ・企業に対する障害者の職場定着支援の進め方に関する研究（平成22年度～） ・企業と非営利組織等との協業による障害者雇用の可能性を検討するための研究（平成22年度～） ・教育から雇用への円滑な移行のための連携のあり方に関する研究（平成22年度～） ・精神障害者の雇用管理のあり方に関する研究（平成22年度～） ・障害の多様化に応じたキャリア形成支援のあり方に関する研究（平成22年度～） ・中高年齢障害従業員の雇用継続に向けた配慮と工夫に関する研究（平成22年度） ・知的障害者のパソコンデータ入力トレーニングソフトの改良に関する研究（平成22年度） ・欧米の障害者雇用法制及び施策に関する調査研究（平成22年度～） ・障害のある労働者の職業サイクルに関する調査研究（第2期）（平成22年度～） <p>○ 障害者職業総合センター、職業センターにおいて、実践的な支援技法の開発を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在職精神障害者の職場復帰に関し、障害特性に対応した効果的な支援技法の開発による支援 ・発達障害者の就労支援に関し、個々人の多様な職業的課題に対応したアセスメント技法の開発 ・高次脳機能障害者の就労支援に関し、地域の実情に即した少人数グループでの受講に使用可能な支援技法の開発 <p>○ 障害者の職業的自立を図るため、雇用、保健福祉、教育等関係機関と連携した就業面と生活面での支援を一体的に行う「障害者就業・生活支援センター事業」を実施。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度) (平成20年度)</th> <th>(平成16年度) (平成21年度)</th> <th>(平成17年度) (平成22年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>センター数</td> <td>45か所 206か所</td> <td>79か所 247か所</td> <td>90か所 272か所</td> <td>110か所</td> <td>135所</td> </tr> <tr> <td>相談・支援件数</td> <td>134,629件 739,619件</td> <td>244,591件 915,732件</td> <td>337,461件 1,047,016件</td> <td>444,871件</td> <td>525,128件</td> </tr> </tbody> </table>		(平成15年度) (平成20年度)	(平成16年度) (平成21年度)	(平成17年度) (平成22年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	センター数	45か所 206か所	79か所 247か所	90か所 272か所	110か所	135所	相談・支援件数	134,629件 739,619件	244,591件 915,732件	337,461件 1,047,016件	444,871件	525,128件
	(平成15年度) (平成20年度)	(平成16年度) (平成21年度)	(平成17年度) (平成22年度)	(平成18年度)	(平成19年度)															
センター数	45か所 206か所	79か所 247か所	90か所 272か所	110か所	135所															
相談・支援件数	134,629件 739,619件	244,591件 915,732件	337,461件 1,047,016件	444,871件	525,128件															

分野別施策		関係省庁	推 進 状 況					
イ 雇用への移行を進める支援策の充実	124 トライアル雇用（一定期間の試行的雇用）の活用、授産施設等における支援、盲・聾・養護学校の在学中から卒業後までを通じた支援等により、雇用への移行の促進を図る。	厚生労働省	(支援対象者数)	5,888人	12,219人	16,339人	22,339人	30,943人
			就職件数	46,492人	61,981人	78,063人	3,634件	4,637件
	125 トライアル雇用を更に拡充、実施するとともに、あわせて、短期間の職場適応訓練等を活用しながら、事業主に障害者雇用への理解を深め、常用雇用への移行を進める。	厚生労働省	○ 各取組については、下記の項目番号125～128を参照					
			○ トライアル雇用の実施	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)
		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)				
	実施人数	3,162人	4,220人	5,954人	6,826人	7,744人		
	終了者	8,321人	8,545人	10,650人				
	(うち常用雇用移行者)	2,566人	3,909人	4,784人	6,251人	6,678人		
		7,720人	7,198人	9,520人				
		2,081人	3,236人	3,923人	5,187人	5,495人		
	6,436人	6,066人	8,228人					
	常用雇用移行率	81.1%	82.8%	82.0%	83.0%	82.3%		
		83.4%	84.3%	86.4%				
126 授産施設及び小規模作業所がその本来の機能を十分に果たし、企業等における雇用に一層効果的につなげていくことができるよう、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者事業を活用するほか、適切な方法で施設外授産を行う。	厚生労働省	○ ハローワークによる障害者の就職件数。	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	
		就職件数	32,885件	35,871件	38,882件	43,987件	45,565件	
127 盲・聾・養護学校卒業生の企業への雇用を進めるため、労働機関福祉機関等との十分な連携の下、生徒一人一人の将来の就業に向けた個別の支援計画を策定、活用するなど在学中から卒業後を通じた適切な支援を行う。	文部科学省	○ 就業面と生活面での支援を一体的に行うため保健福祉、教育等関係機関と連携した「障害者就業・生活支援センター事業」を実施。(上記121及び123参照)	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)			
		○ 障害者の円滑な職場適応を支援する職場適応援助者(ジョブコーチ)事業を実施。(上記121参照)	44,463件	45,257件	52,931件			
	○ 障害者の企業等への就職の促進を図るため、「施設外授産の活用による就職促進事業」を実施。(平成17年度まで)なお、障害者自立支援法の施行により「施設外授産」を「施設外就労」と見直し、平成21年度より加算として評価することで取り組みを促進している。							
	○ 高等部入学時から卒業後の社会参加、職業自立を念頭において計画的指導を行うために盲・聾・養護学校が作成する「個別移行支援計画」について、実際に関係機関と連携して策定・実施する実践研究を5都県に委嘱。(平成15年度まで)							
	○ 全国の盲・聾・養護学校(平成19年4月より特別支援学校)において個別の教育支援計画の作成に資するよう「盲・聾・養護学校における個別の教育支援計画に関する調査研究事業」を実施し、平成17年3月には『盲・聾・養護学校における「個別の教育支援計画」について(報告書)』を取りまとめ、全ての都道府県教育委員会や盲・聾・養護学校等に配布。(平成16年度)							

分野別施策	関係省庁	推進状況																																								
<p>128 また、障害者が、就業を行う上で必要な各種の資格の取得において不利にならないよう、高等教育機関等の試験等で必要な配慮を進める。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>警察庁 総務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省</p> <p>法務省</p>	<p>○ 平成15年度から、障害のある児童生徒に対する総合的な教育支援体制の整備を図るため、教育・医療・福祉・労働等の関係機関の連携による支援体制の構築や「個別の教育支援計画」の策定の促進等を行う「特別支援教育体制推進事業（平成20年度より「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」、平成22年度より「特別支援教育総合推進事業」）を47都道府県で実施。（「個別の教育支援計画」の策定の促進は、平成16年度から実施。）</p> <p>○ 特別支援学校の学習指導要領等において、すべての幼児児童生徒について「個別の教育支援計画」を作成することを規定。（平成20年度～）</p> <p>○ 特別支援学校（平成19年3月までは盲・聾・養護学校）生徒については、特別支援学校と連携し、地域障害者職業センターによる職業評価等、特別支援学校における進路相談・指導へのハローワークの参加、現場実習先の開拓に当たっての特別支援学校への情報提供・あっせん、卒業後の職場定着指導を実施。平成15年4月には「公共職業安定所等労働関係機関と養護学校等との一層の連携を図る」旨の通知を都道府県労働局に発出。 平成17年4月には「盲・聾・養護学校における個別教育支援計画」の策定等に係る協力についての通知を各都道府県労働局に発出。</p> <p>○ 福祉的就労から一般雇用への移行の促進等、雇用と福祉の一層の連携強化を図るため、福祉施設及び特別支援学校に対し、一般雇用や雇用支援対策に関する理解の促進や就労支援の取組みの強化を働きかける「障害者就労支援基盤整備事業」を実施するとともに、ハローワークが中心となり福祉等の関係者による連携体制を確立し、就職の準備段階から職場定着までの一連の支援を行う「地域障害者就労支援事業」を実施。</p> <p>○ 平成17年11月、「資格取得試験等における配慮推進チーム」での検討結果を踏まえ、国が直接実施する資格取得試験等において、各試験制度で共通に対応すべき配慮事項を取りまとめた「資格取得試験等における障害の態様に応じた共通的な配慮について」を「障害者施策推進課長会議」で決定し、各省庁において関係部局に周知するとともに、内閣府のホームページに公表。</p> <p>○ 資格取得試験 欠格条項見直しの対象となった63制度のうち、資格取得試験を行っている制度は40制度であり、そのうち資格取得試験の実施にあたり、用意又は試験実施機関へ要請している受験者への配慮の主な内容【制度数】は以下のとおり。 なお、現在までに見直しの対象となった資格取得試験を伴う40制度について必要な見直しを終了したところ。</p> <table border="1" data-bbox="1484 1417 2819 1732"> <thead> <tr> <th></th> <th>（平成15年度）</th> <th>（平成16年度）</th> <th>（平成17年度）</th> <th>（平成18年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①試験等を受ける際の申し込みに必要な書類の変更</td> <td>3制度</td> <td>3制度</td> <td>3制度</td> <td>3制度</td> </tr> <tr> <td>②試験会場、校舎等のバリアフリー化</td> <td>5制度</td> <td>6制度</td> <td>6制度</td> <td>7制度</td> </tr> <tr> <td>③試験問題の拡大文字、点字、読み上げ等の配慮</td> <td>23制度</td> <td>24制度</td> <td>24制度</td> <td>24制度</td> </tr> <tr> <td>④試験会場への手話通訳者、移動介助者等の配置</td> <td>22制度</td> <td>23制度</td> <td>23制度</td> <td>23制度</td> </tr> <tr> <td>⑤試験時間の延長</td> <td>21制度</td> <td>22制度</td> <td>22制度</td> <td>22制度</td> </tr> <tr> <td>⑥実技試験における福祉用具等の補助的手段の活用</td> <td>19制度</td> <td>20制度</td> <td>20制度</td> <td>21制度</td> </tr> <tr> <td>⑦その他（座席位置の配慮、別室での受験等）</td> <td>23制度</td> <td>24制度</td> <td>24制度</td> <td>31制度</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 司法試験においては、試験の公正かつ適正な実施に資するため、障害者の有する障害の要因をできる限り排除し、学力を公正に評価するために必要な範囲で措置を講じている。具体的には、視覚障害者に対する措置として、パソコン用電子データ又は点字による出題、解答を作成するに当たってのパソコン（ワープロ）の使用、問題集・答案用紙の拡大、試験時間の延長等を、肢体障害者に対する措置として、解答を作成するに当たってのパソコン（ワープロ）の使用、答案用紙の拡大、試験時間の延長等を認めるなどの措置を講じている。</p>		（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）	（平成18年度）	①試験等を受ける際の申し込みに必要な書類の変更	3制度	3制度	3制度	3制度	②試験会場、校舎等のバリアフリー化	5制度	6制度	6制度	7制度	③試験問題の拡大文字、点字、読み上げ等の配慮	23制度	24制度	24制度	24制度	④試験会場への手話通訳者、移動介助者等の配置	22制度	23制度	23制度	23制度	⑤試験時間の延長	21制度	22制度	22制度	22制度	⑥実技試験における福祉用具等の補助的手段の活用	19制度	20制度	20制度	21制度	⑦その他（座席位置の配慮、別室での受験等）	23制度	24制度	24制度	31制度
	（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）	（平成18年度）																																						
①試験等を受ける際の申し込みに必要な書類の変更	3制度	3制度	3制度	3制度																																						
②試験会場、校舎等のバリアフリー化	5制度	6制度	6制度	7制度																																						
③試験問題の拡大文字、点字、読み上げ等の配慮	23制度	24制度	24制度	24制度																																						
④試験会場への手話通訳者、移動介助者等の配置	22制度	23制度	23制度	23制度																																						
⑤試験時間の延長	21制度	22制度	22制度	22制度																																						
⑥実技試験における福祉用具等の補助的手段の活用	19制度	20制度	20制度	21制度																																						
⑦その他（座席位置の配慮、別室での受験等）	23制度	24制度	24制度	31制度																																						

分野別施策	関係省庁	推進状況
ウ 障害者の職業能力開発の充実	<p>129 多様な職業能力開発資源を活用し、新たに就業を希望する障害者及び在職障害者並びに離職を余儀なくされた障害者の早期再就職を図るための職業訓練を推進する。</p> <p>130 障害者の職業能力の開発・向上の重要性に対する事業主や国民の理解を高めるための啓発に努める。</p> <p>131 障害者の職業能力開発については、一般の公共職業能力開発施設における障害者の受入れを一層促進するとともに、施設のバリアフリー化を推進するなど障害者の受入体制の整備を図る。</p>	<p>文部科学省</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 司法書士試験、土地家屋調査士試験及び簡裁訴訟代理等能力認定審査においては、その有する知識及び能力について試験を受けることに関して健常者と比較してハンディキャップがある場合には、健常者との実質的公平を図りつつ、健常者と同一の条件で知識及び能力の有無を評価すべきであるとの観点から、そのハンディキャップを補うために必要な範囲で措置を講じている。具体的には、弱視者に対する措置として拡大鏡の使用、問題集・答案用紙の拡大、試験時間の延長等を、肢体障害者に対する措置として記述式問題の解答を作成するに当たってのパソコン（ワープロ）の使用、試験時間の延長等を認めるなどの措置を講じている。 ○ 教育・養成 <ul style="list-style-type: none"> ・従来から各国公私立大学等に対し、大学入学者選抜実施要項や各種会議を通じて、障害のある入学志願者については、その能力・適性等に応じた学部等への進学機会をを広げる観点から、受験の機会を確保するよう障害の種類・程度に応じ、点字による出題、試験時間、試験場の整備等障害のある人に対する受験上の特別な措置をとることなどの配慮を求めている。 ・それらの趣旨を踏まえて、大学入試センター試験や各大学の個別試験においては、事前相談、点字・拡大文字による出題、筆跡を触って確認できるレーザーライターによる解答、チェック解答、試験時間の延長、代筆解答などの特別な措置に講じている。なお、大学入試センター試験においても、平成23年度試験から発達障害のある受験生に配慮した受験も開始した ・障害を有する学生が、円滑な学生生活を送れるよう学習支援体制の整備を図るため以下の事項について措置。 <ol style="list-style-type: none"> ① 国立大学については、障害者が学習しやすい環境を整備するための整備面での整備やエレベーター、スロープ等施設面で整備を支援。 ② 私立大学等についても、障害者の受入人数等に応じた経常費補助金の増額措置や施設のバリアフリー化を推進するため補助。 <p>厚生労働省</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者職業能力開発校（19校）、企業、社会福祉法人、NPO法人、一般の公共職業能力開発施設、民間教育訓練機関等において、障害者の職業訓練を推進。 ○ 上記の他の取組については、下記の項目番号130～136を参照 <p>厚生労働省</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者が日頃培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、広く障害者に対する社会の理解と認識を高め、その雇用の促進と地位の向上を図ることを目的とする「全国障害者技能競技大会（愛称：アビリンピック）」については、平成21年度は茨城県ひたちなか市で天皇陛下御在位20年記念第31回大会が開催され267名の選手が参加した ・平成22年度は神奈川県横浜市で第32回大会が開催され267名の選手が参加した。 ○ 障害者の職業的自立意欲の増進と職業技能の向上を図るとともに、事業主及び社会一般の理解と認識を深め、更に国際親善を図ることを目的として、「第7回国際アビリンピック」を2007年ユニバーサル技能五輪国際大会（世界で初めて技能五輪国際大会と同時開催）として、静岡県において、34か国・地域から、910人の参加者（うち日本からの参加者174人）を得て開催（来場者数65,900人）。うち技能競技（26種目の職業技能競技と4種目の生活余暇技能競技）には23か国・地域から、技能競技参加選手360人が参加（うち日本からは職業技能競技26種目に71名、生活余暇技能競技4種目に9名の計80名が参加）。 <p>厚生労働省</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者の職業訓練については、ノーマライゼーションの観点から、施設のバリアフリー化を推進すること等により、可能な限り一般の公共職業能力開発施設に受け入れて実施している。 （平成15年度） （平成16年度） （平成17年度） （平成18年度） （平成19年度） （平成20年度） （平成21年度） （平成22年度）

分野別施策	関係省庁	推進状況																																																																				
<p>132 一般の公共職業能力訓練開発施設で受入れが困難な重度障害者等については、障害者職業能力開発校において、障害の特性や程度に応じた訓練科目を設定し職業訓練を推進する。その際、障害の重度化・重複化、障害者の高齢化など訓練ニーズの多様化に留意するとともに、サービス経済化や情報化の進展、また、除外率制度の縮小に伴う雇用ニーズの動向を踏まえるものとする。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>一般の公共職業能力開発施設において職業訓練を受けた障害者数</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>437人</td> <td>541人</td> <td>630人</td> <td>732人</td> <td>759人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>759人</td> <td>733人</td> <td>732人</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>○ 一般の公共職業能力開発校に知的障害者等（平成16年度～）や発達障害者（平成19年度～）を対象とした職業訓練コースを設定し訓練機会を提供。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>設定数</td> <td>15県17コース</td> <td>22県24コース</td> <td>24県26コース</td> <td>25県28コース</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>23県34コース</td> <td>23県32コース</td> <td>22県29コース</td> <td></td> </tr> </table> <p>○ 一般の公共職業能力開発施設において職業訓練を受けることが困難な重度障害者等については、障害者職業能力開発校を設置し職業訓練を実施。</p> <p>障害者職業能力開発校においては、入校者の障害の重度化、多様化が進んでいることを踏まえ、個々の訓練生の障害の程度等を十分に考慮するとともに、サービス経済化、IT化の進展等の下で、変化する雇用ニーズに対応し、職業訓練内容を充実。特に精神障害者や発達障害者を含む「職業訓練上特別な支援を要する障害者」に重点を置いた職業訓練を推進。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>実施人数</td> <td>1,895人</td> <td>1,882人</td> <td>1,916人</td> <td>1,944人</td> <td>1,965人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,905人</td> <td>1,968人</td> <td>2,030人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>就職率</td> <td>63.3%</td> <td>68.7%</td> <td>68.5%</td> <td>66.7%</td> <td>65.7%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>59.0%</td> <td>55.0%</td> <td>60.0%</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>○ 高齢・障害者雇用支援機構が運営業務を行う障害者職業能力開発校（中央障害者職業能力開発校（以下「中央校」という）及び吉備高原障害者職業能力開発校（以下「吉備校」という））においては、障害の特性に応じたきめ細かな配慮を加えた先導的な職業訓練を実施。具体的には以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央校において、精神障害者を対象とした職業訓練コースを開始（平成14年度） ・中央校及び吉備校において、知的障害者に対する新たな職域（ホテルサービス、厨房サービス）での職業訓練を、平成17年度に試行的に実施し、平成18年度から本格実施。 ・吉備校において、発達障害者に対する職業訓練を試行的に実施。（平成18年度～平成19年度） ・中央校において、重度の視覚障害者に対する先導的職業訓練を拡充して実施。（平成19年度～） ・中央校及び吉備校において、発達障害者及び精神障害者に対する職業訓練を本格実施。（平成20年度～） ・中央校において、精神障害者に対する職業訓練を拡充して実施。（平成21年度～） ・吉備校において、重度の視覚障害者に対する先導的職業訓練を実施。（平成21年度～） ・中央校及び吉備校において、異なる就業環境下では業務の円滑・的確な遂行が困難となる者等を対象に、特注型の訓練メニューに基づく企業内訓練と就業継続のための技術的支援の一体的実施による先導的職業訓練を実施（平成22年度～） <p>○ 大阪障害者職業能力開発校において、平成18年度から精神障害者を対象とした職業訓練コースを開始。その他の障害者校においても、精神障害者を含む特別支援障害者の受け入れを推進。</p> <p>○ 職業能力開発総合大学校において、発達障害のある人に対する効果的な職業訓練のあり方に関する様々な職業訓練の事例収集・分析・ヒアリング調査等を行い、「発達障害者に対する効果的な職業訓練事例集」（平成18年度）及び「発達障害のある人の職業訓練ハンドブック」（平成19年度）を作成し、全国の職業能力開発施設等に配布。</p> <p>○ 中央校及び吉備校における先導的な職業訓練の成果をもとに、職業訓練内容、指導技法等をマニュアル等に取りまとめ、他の障害者職業能力開発校に提供。具体的には以下のとおり。</p>		437人	541人	630人	732人	759人		759人	733人	732人				(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	設定数	15県17コース	22県24コース	24県26コース	25県28コース		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)			23県34コース	23県32コース	22県29コース			(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)			実施人数	1,895人	1,882人	1,916人	1,944人	1,965人		1,905人	1,968人	2,030人			就職率	63.3%	68.7%	68.5%	66.7%	65.7%		59.0%	55.0%	60.0%		
	437人	541人	630人	732人	759人																																																																	
	759人	733人	732人																																																																			
	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																																		
設定数	15県17コース	22県24コース	24県26コース	25県28コース																																																																		
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)																																																																			
	23県34コース	23県32コース	22県29コース																																																																			
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																																	
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)																																																																			
実施人数	1,895人	1,882人	1,916人	1,944人	1,965人																																																																	
	1,905人	1,968人	2,030人																																																																			
就職率	63.3%	68.7%	68.5%	66.7%	65.7%																																																																	
	59.0%	55.0%	60.0%																																																																			

分野別施策	関係省庁	推進状況																														
133 ITに係る教育訓練ソフトをインターネットを通じて配信し在宅でも随時能力開発ができるようにするための遠隔訓練システムを開発し、公共職業能力開発施設等への通所に制約がある障害者への活用を図る。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者職域拡大訓練カリキュラム研究会報告書」（平成17年度） ・「精神障害者に対する職業訓練・指導技法実践報告書」、「発達障害者に対する職業訓練の実践研究会報告書～入校から導入訓練～」(平成18年度) ・「発達障害者に対する職業訓練の実践研究会報告書～本訓練から就職支援・フォローアップ～」、「視覚障害者に対する効果的な職業訓練を実施するために～指導・支援者のためのQ & A」(平成19年度) ・「上肢に障害を有する者に対する職業訓練の実践研究報告書～事務系職種編」、「上肢に障害を有する者に対する職業訓練の実践研究報告書～製造系職種編」(平成20年度) ・「精神障害者に対する職業訓練の実践研究報告書」、「高次脳機能障害者に対する職業訓練の実践研究報告書」(平成21年度) ・「職業訓練実践マニュアル 発達障害者編Ⅰ～知的障害を伴う人の施設内訓練～」、「職業訓練実践マニュアル重度視覚障害者編Ⅰ～施設内訓練～」(平成21年度～) <p>○ 職業能力開発施設への通所が困難な重度障害者等に対して、e-ラーニングのノウハウが蓄積された民間の教育訓練機関等を活用してIT技能の付与を図るモデル事業を平成16・17年度において実施。 平成18年度からは、障害者の様態に応じた多様な委託職業訓練の1コースとしてe-ラーニングコースを開始。</p> <table border="1" data-bbox="1484 819 2077 892"> <tr> <td></td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> </tr> <tr> <td>訓練者数</td> <td>22人</td> <td>91人</td> </tr> </table>		(平成16年度)	(平成17年度)	訓練者数	22人	91人																								
	(平成16年度)	(平成17年度)																														
訓練者数	22人	91人																														
134 技術革新に伴う職務内容の多様化等に対応し、職業能力の向上を図るため在職障害者向け訓練を実施するほか、事業所においても在職障害者に対する効果的な職業能力開発が行われるよう、関係機関との密接な連携の下に、事業主や障害者に対し相談、援助等の支援を行う。	厚生労働省	<p>○ 在職障害者に対する職業訓練については、訓練コースの計画的な設置や、中央校及び吉備校のオーダーメイド訓練等により、障害者職業能力開発校において在職者向け訓練の実施しているほか、在職障害者及び労働市場のニーズに対応した職業訓練を実施するため平成21年度から委託訓練でも在職者訓練コースを実施している。</p> <table border="1" data-bbox="1484 1081 2789 1312"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>訓練者数</td> <td>428人</td> <td>450人</td> <td>428人</td> <td>398人</td> <td>477人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>357人</td> <td>343人</td> <td>275人</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(54人)</td> <td>(82人)</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>(注) 括弧内の人数は委託訓練受講者数</p>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	訓練者数	428人	450人	428人	398人	477人		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)				357人	343人	275人					(54人)	(82人)		
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																											
訓練者数	428人	450人	428人	398人	477人																											
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)																													
	357人	343人	275人																													
		(54人)	(82人)																													
135 障害者が高度なレベルの職業能力を身につけ、その能力にふさわしい処遇を受けることが重要であることから、可能な限り多くの訓練機会を得られるよう、民間の教育訓練機関等多様な職業能力開発資源を活用した委託訓練を幅広く実施する。	厚生労働省	<p>○ 企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等多様な職業能力開発資源を活用した障害者の態様に応じた多様な委託訓練を拡充して実施。平成20年度から新たに特別支援学校高等部等に在籍する生徒を対象とした訓練コースを設置。</p> <table border="1" data-bbox="1484 1501 2789 1648"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>訓練者数</td> <td>428人</td> <td>3,110人</td> <td>4,544人</td> <td>4,814人</td> <td>5,349人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,781人</td> <td>6,067人</td> <td>6,198人</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	訓練者数	428人	3,110人	4,544人	4,814人	5,349人		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)				5,781人	6,067人	6,198人								
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																											
訓練者数	428人	3,110人	4,544人	4,814人	5,349人																											
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)																													
	5,781人	6,067人	6,198人																													
136 民間外部講師についても一層積極的に活用し、多様化する訓練ニーズに対応していくものとする。	厚生労働省	<p>○ 各障害者職業能力開発校において、ITに関連する訓練などで民間外部講師の積極的な活用を図っており、多様化する訓練ニーズに対応。</p>																														

分野別施策		関係省庁	推進状況
エ 雇用の場における障害者の人権の擁護	137 企業等において雇用差別など障害を理由とした人権の侵害を受けることがないように、適切な措置を講ずる。	法務省 厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害のある人に対する差別や偏見を解消するため、「障害のある人の完全参加と平等を実現しよう」を年間強調事項として掲げ、1年を通じて全国各地で、講演会や座談会の開催、ポスター・パンフレット等の作成・配布等の啓発活動を実施。また、企業等における障害者に対する雇用差別の防止を内容に含む雇用と人権についての研修用教材を作成。更に、障害を理由とする人権侵犯の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、その結果に基づき、援助・調整・説示など事案に応じた適切な措置を講ずるとともに、関係者に人権尊重思想を啓発するなどして、人権侵害による被害の救済及び予防を図っている。 ○ 障害者雇用促進法第10条に基づき、求人条件に雇用差別等がある場合においては、ハローワークにおいて適正化に関する指導を実施。 ○ ハローワークにおいて、就職後も、障害者が劣悪な労働条件での就労を強いられることのないよう、職場定着指導の他、障害者雇用連絡会議等により、労働基準監督署等をはじめとする関係機関との連携を図る。

分野別施策		関係省	推進状況
7 情報・コミュニケーション			
② 社会参加を支援する情報通信システムの開発・普及	183 SOHO（在宅や小規模な事務所での勤務）、テレワーク（情報通信を利用した在宅勤務等）などITの活用による障害者の就業のための取組を推進する。	総務省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者や高齢者等多様な人材の就業機会の拡大及び積極的な社会への参画の促進のためICTを活用したテレワークシステムに関する実証実験やセミナー等によるテレワークの普及啓発活動を総合的に実施。